

公取委の手続き透明に

処分前に証拠すべて開示

審判制 不服なら地裁へ

政府は9日、企業が公正取引委員会の課徴金納付命令などの処分不服を申し立てる審判制度を廃止し、東京地方裁判所に機能を移管すると発表した。処分の事前手続きに企業の社員も立ち会えるなど透明性も高める。企業の不服申し立てに対する中立性を維持するのが狙いで、来年の通常国会に独占禁止法の改正案を提出する。

通常国会に法改正案

内閣府の田村謙治政務

官は記者会見で「行政処

分をする当事者がその処分の適否を判断する仕組みは、処分を受ける側の権利を持つ。不服がある事業主からみると、やはり不信感をぬぐえない」と述べ、審判制度廃止の

背景を説明した。公取委は企業が談合やカルテルなどで独禁法に違反した場合、違法行為をやめるように命令する権限を持つ。不服がある企業は命令の取り消しや変更を公取委に求める審判

判決が出ていた。政府案では公取委の審判制度を廃止し、企業が東京地裁に直接訴えることができるようになる。公取委は「独禁法違反の判断には経済と法律の専門的な知見が必要」として廃止に反対したため、東京地裁は専門性の高い裁判官を養成する。

処分前の手続きも見直す。公取委が処分内容や証拠を説明する際、事件にかかわっていない処分企業の社員が「手続き管理官（仮称）」として同席できるようにする。現在は重要な証拠のみ開示しているが、すべての証拠を原則、開示対象にして透明性を高める。内閣府とともに、独禁法改正を担当する経済産業省は「公取委は審査や摘発に注力してほしい」（近藤洋介政務官）との立場を示しており、全国の審査官を審査に集中させる体制を築く。

日本経団連は今回の見直しを「歓迎する」（秋原敏孝経済法規委員長）と評価。一方で「審判制度は公取委が市場を見張る力の源泉。公取委の監視能力が弱くなってしまうのでは」（全国消費者団体連絡会）と懸念する声も出ている。

